

2017年ブラジル労働法改正とその影響

永井康之

第1 はじめに

2014年後半の石油価格の急落がブラジル経済を大きく落ち込ませ、同年に開始した国営石油会社ペトロbrasに関する汚職捜査ラヴァ・ジャット作戦は、2016年8月に至ってジルマ大統領の罷免をもたらした。ブラジル左派政権は崩壊した。こうした状況下で、2017年7月13日付法律第13467号によってブラジルの労働法は大幅に改正された。改正労働法に対しては成立前から多くの問題が指摘された。法案成立を主導したテメル大統領は、問題のある部分に拒否権を行使するのではなく、そのまま裁可して暫定措置によって修正を加えることとした。そのため改正労働法は、施行のわずか3日後に、2017年11月14日付暫定措置第808号によって修正された。暫定措置とはブラジル憲法第62条が大統領に認めた緊急立法措置で、発令と同時に法律としての効力を有するものの、直ちに国会の審議に付され、定められた期間内に国会によって法律に転換されなければ失効する。この2017年暫定措置第808号に対しては国会において967件もの修正案が提出され、結局法律に転換されることなく2018年4月23日に効力を失った¹。こうした経緯や、2020年以降の新型コロナウイルスの

*執筆者永井康之氏(愛知県弁護士会)は、CIATE専務理事として日本で就労を希望する或いは帰国した日系ブラジル市民に対する支援事業を運営しただけでなく、相談業務を引受け、社会保障制度(日伯通算協定を含む)や日本での生活にかかわる各種法律問題のアドバイスなど、ポルトゲスを駆使して支援事業に取り組まれ、2019年7月に帰国された。ブラジル滞在中、ブラジル統合労働法典の大幅な改正に関わる問題も二宮正人理事長と共に研究された。

¹ Reforma trabalhista completa um ano sob questionamentos e sem desfecho *senadonoticias* November 9, 2018.

感染拡大に対する対応によって、改正労働法は暫定措置による修正及び失効や改正を繰り返し、現時点では2021年4月27日付暫定措置第1045号が有効である。

2017年ブラジル労働法改正についてはブラジル日本商工会議所の政策対話委員会労働ワーキンググループが分かりやすい小冊子を作成したほか²、わが国においても繰り返しその内容が紹介された。これまでブラジルの労働裁判所においては労働条件が法律の規定よりも有利である場合にのみ労働協約の定めが法律に優先した。しかし、改正法は多くの分野で合意が法律に優先することを明記した³。改正法では労働時間に関する規制が緩和され、解雇を容易になるなど、これまでの規制が大きく緩和された⁴。

改正法の規定の合憲性が裁判所で争われた事例も多く、2017年からの3年間で、34件の違憲直接訴訟(ADI, ação direta de inconstitucionalidade)と4件の合憲確認訴訟(ADC, ação declaratória de constitucionalidade)が提起された⁵。違憲直接訴訟及び合憲確認訴訟は大統領、上下両院、州議会、州知事、共和国検事総長、弁護士会、政党、組合等が連邦最高裁に直接提起して法律や行政の規範行為の憲法適合性に関する判断を求める訴訟である⁶。こ

² ブラジル日本商工会議所政策対話委員会労働ワーキンググループ編『ブラジル労働法のポイント』(ブラジル日本商工会議所、2018年)

³ 2017年ブラジル労働法611条A

⁴ 改正法の労働時間に関する規律につき島村暁代「ブラジルにおける労働時間法制—働かない時間の持つ意味」柏木昇ほか編『日本とブラジルからみた比較法 二宮正人先生古稀記念』(信山社、2019年)、329頁

⁵ José Higídio e Emerson Voltare. 2020. Ações sobre a reforma trabalhista, 3 anos, repousam no Supremo *Consultor Jurídico* november 28, 2020

⁶ 1988年ブラジル憲法第102条1項1号a及び第103条

のうち20件は組合拠出金の強制廃止規定の憲法適合性に関するもので、連邦最高裁はすでに合憲の判断をした。その一方で、妊娠中や授乳中の女性に非衛生な就労を認める改正や基準金利による金額調整は違憲と判断された。敗訴当事者の弁護士費用負担については最高裁判所の手続が止まっていて、労働裁判所における判断が積み重ねられている。また、法律に対する合意の優先や断続的労働制度についてもその合憲性が争われている。

本稿においてはブラジル労働法の制定経緯とその理念を振り返り、すでに判断が出たものを中心に合憲性が争われた改正労働法の規定を取り上げて条文の規定と共に確認し、2017年ブラジル労働法改正がブラジル社会にどのような影響をもたらしたのかを論じる。

第2 ブラジル労働法の制定経緯とその理念

ブラジル労働法は1943年にヴァルガス大統領によって制定された。当時のブラジルはイタリア・ファシズムに影響を受けたヴァルガス大統領自身が1937年に起こした官製クーデターによって成立した新国家体制と呼ばれる全体主義国家であった。国会は閉鎖され、あらゆる法律は国会を経ることなく大統領令によって制定された。ブラジル労働法も大統領令法によって制定された⁷。

1930年にリオデジャネイロを占領して政権を握ったヴァルガスは同年中に労働省を創設した。1933年に召集された制憲議会が制定した1934年憲法は労働裁判所を創設した⁸。また、この憲法は最低賃金、1日8時間労働、有給休暇、正当な理由なく解雇され

た場合の補償などの規定も備えていた⁹。全体主義的なヴァルガス政権は1934年憲法を嫌って、前述の官製クーデターを起し、行政府の手になる1937年ブラジル合衆国憲法を制定した。ただし、1934年憲法で定められた労働者の権利は確認され、労働裁判所も維持された。1943年にそれまでの労働者保護法規をまとめたものが現在のブラジル労働法であり、法規をまとめたものであるため統一労働法

(Consolidação das Leis do Trabalho) と呼ばれる。ヴァルガス大統領の労働者保護政策はイタリア・ファシズムに範をとったもので、労働者の権利を手厚く保護する一方でストライキは厳しく取り締まった。新国家体制では警察や軍の情報機関が多くの人々を逮捕し、監視を命じた。統一労働法制定の功績と共にたたえられるヴァルガス大統領の「貧者の父 (pai dos pobres)」という呼称も、軍のプロパガンダ機関によって作られたものである¹⁰。

1945年のクーデターで新国家体制は終わった。ヴァルガスは政権を明け渡し、亡命することも、逮捕されることもなかった。そして、1951年には選挙によって大統領に返り咲いた。再び政権を握ったヴァルガスの選択した政治手法は大衆動員で、労働組合がそのための基板となった。労働者保護の方針も当然のように続いた。1964年に軍事クーデターで成立した軍政においても労働者保護の方針は続いた。軍政時代にはストライキが禁止され、組合運動が弾圧される一方で、労働組合を通じて社会政策が実施された。もっとも1970年代後半には非合法のストライキが各地で実施されるようになり、1985年に国民の民主化要求デモの成果として民政移管が実現した。移管後に制定された1988年ブラジル連邦共和国憲法には、ストライキの権利が明記された。

このように、ブラジルでは1930年にヴァルガスが政権をとって以来、めまぐるしく体制が変わったにも

⁷ 二宮正人、永井康之「ブラジル連邦共和国憲法」畑博行、小森田明夫編『世界の憲法集[第5版]』(有信堂、2018)、403頁

⁸ 1934年ブラジル合衆国憲法第122条

⁹ 1934年ブラジル合衆国憲法第121条

¹⁰ Lira Neto. *GETÚLIO(1930-1945): Do governo provisório à ditadura do Estado Novo* São Paulo: SCHWARCZ, 2013

かわらず、一貫して労働者保護の方針が続いた¹¹。

こうした経緯から形成されたブラジル労働法に特徴的な原則として、保護原則、事実優先の原則、権利放棄無効原則、継続性の原則をあげることができる¹²。

保護原則は平等原則を実質的な観点から労働法に適用するものであるとされる。平等とは平等なものを平等に不平等なものを不平等に扱うことであり、弱い立場の労働者を保護し、バランスを回復することが実質的平等に資する。ここから、最も有利な規範の原則、最も恩恵を受ける条件の原則、「疑わしきは労働者の利益に (in dubio pro operario)」の3つの下位原則が導かれる。最も有利な規範の原則は複数の異なる規範が存在する場合に労働者に最も有利な規範が適用されるという原則である。最も恩恵を受ける条件の原則は雇用契約の条件を労働者に不利に変更することはできず、最も有利な条件の版が適用されるという原則である¹³。「疑わしきは労働者の利益に」は、ある規則に複数の解釈が成り立つ場合に労働者に最も有利な解釈を採用するという原則である。この原則は証拠による事実の認定には適用されない。

事実優先の原則は契約よりも事実関係を優先するという原則である。ブラジル労働法9条は「この法律に含まれる規定の適用を歪め、妨げ又は欺く目的で行なわれた行為は無効とする」と定めている。偽装請負のように契約と事実とに不整合がある場合には事実が優先する。

権利放棄無効原則は労働者の権利は放棄できないという原則である。使用者の優位性から労働者を保

護するために民事の一般原則である契約自由の原則は修正される。事実優先の原則と共にブラジル労働法9条にこの原則が表われている。

継続性の原則は、労働契約は期限を定めない契約であると推定されるという原則である。生計の源である労働契約は継続が原則で、終了を証明する責任は使用者にある。

ただし、2017年ブラジル労働法改正には、法律に対する合意の優先などブラジル労働法の原則を揺るがすような内容が含まれている。

第3 2017年ブラジル労働法改正の争点

1 組合拠出金

2017年労働法改正前、会社は毎年3月に労働者の給与から組合拠出金を差し引いて、これを労働組合に納めることになっていた。その額は各従業員の1日分の給与相当額だった。改正前のブラジル労働法578条は、組合拠出金について、「労働組合税(imposto sindical)」の名目で労働法の規定に従って徴収されると定めていた。2017年労働法改正で、この規定は「労働組合拠出金 (contribuição sindical)」の名のもとに「事前に明示の承諾がある限りにおいて」徴収されるという内容になった。この改正によって、組合拠出金は税としての性質を失い、任意に支払うべきものとなった¹⁴。2019年3月1日付暫定措置第873号は、改正法の文言を明確化し、「事前かつ自発的に個別かつ明示の承諾がある限りにおいて」と改めたが、この暫定措置は法律に転換されることなく失効した。

労働組合は連邦最高裁判所に法律の憲法適合性に関する判断を求めて違憲直接訴訟を提起できるため、

¹¹ 労働法の制定から改正に至る過程につき小池洋一「ブラジル改訂労働法批判—A Critical Review of Brazilian Labour Law Reform—」立命館経済学第67巻第5・6号61頁参照

¹² Ricardo Resendo, *DIREITO DO TRABALHO*, São Paulo: FORENSE, 2017 P25-

¹³ ブラジル労働法第468条、労働高等裁判所先例第51号

¹⁴ Costa Machado(Organizador), *CLT interpretada: artigo por artigo, parágrafo por parágrafo*, Barueri, SP: Manole, 2018. 561

この改正に対して多くの訴訟が提起された。ブラジル憲法 8 条 4 号は組合拠出金が給与から差し引かれると定めている。2018 年 6 月 29 日、連邦最高裁は 20 件の訴訟に対してまとめて判断を下し、6 対 3 で 2017 年改正法の規定が合憲であると判断した¹⁵。

2 妊娠中又は授乳中の女性の労働

2017 労働法改正前の労働法 394 条 A は妊娠中又は授乳中の従業員があらゆる非衛生的な活動、作業又は場所を離れ、衛生的な場所で活動することを定めていた。2017 年改正法は妊娠中の従業員は高度に非衛生的だとみなされる活動から離れるとしたものの、中度又は低度に非衛生的だとみなされる活動を離れるためには医師の診断書を要するとした。また、授乳中の従業員については程度を問わず非衛生的な活動を離れるために医師の診断書を要するとした。また、一時的に非衛生活動を離れている間も引き続き非衛生活手当が支払われること明示した。非衛生活動を離れている間の給与に関する規程は、法案が国会決議で決議された際には 394 条 A 単項に定められていたものの、大統領拒否権によって拒否され、改正前労働法には取り扱いが定められていなかった¹⁶。

これに対し、改正労働法施行直後に発令された 2017 年暫定措置第 808 号は妊娠中の従業員があらゆる非衛生的な活動、作業又は場所を離れ、衛生的な場所で活動することを定める一方で、非衛生活動を離れている間は非衛生活手当の支払い義務を免除することとした。暫定措置では授乳中の従業員の非衛生活動に関する規程は置かれなかった。前述のように、この暫定措置は法律に転換されることなく失効した。

2017 年労働法改正後の 394 条 A に対し、全国金属労働連盟 (Confederação Nacional dos Trabalhadores

Metalúrgicos) が直接違憲訴訟を提起した。1988 年ブラジル憲法 6 条は重要な社会権のひとつとして母性と児童の保護を列挙している。連邦最高裁は、2019 年 5 月 29 日、10 対 1 で医師の診断書を求める規定を違憲と判断した¹⁷。この判決によって、妊娠中又は授乳中の従業員は引き続きあらゆる非衛生的な活動を離れることとなった。

3 基準金利による金額調整

2017 年労働法改正は判決による債権と控訴保証金の金額調整の指標としてブラジル中央銀行が定める基準金利 (Taxa Referencial) を採用するとの規定を創設した (ブラジル労働法第 879 条 7 項及び第 899 条 4 項)。

金額調整とはハイパーインフレを経験したブラジル特有の制度で、インフレによる通貨価値の減少を補うための金額の引き直し計算をいう¹⁸。基準金利は貯蓄預金などの金融商品に用いる金利である。労働裁判所は 1991 年以降経済金額調整法に従って日額基準金利を金額調整の指標として採用してきた。しかし、2015 年に労働高等裁判所は日額基準金利を金額調整の指標から排除し、全国特別拡大消費者物価指数 (Índice Nacional de Preço ao Consumidor Amplo Especial) を採用する判決を下した¹⁹。これにより企業に対して元従業員が起こした訴訟に対する支払額は最大 40% 増加することが見込まれた²⁰。判決の後、労働高等裁判所は労働高等審議会に対し、労働裁判所の金額調整表を更新するよう依頼し、判決の効果

¹⁷ ADI5938/DF

¹⁸ 金額調整と金利の違いと本件における最高裁の判断の影響につき Vólia Bom fim. Fabrício Lima Silva e Juri Pinheiro. 2021. Coisa julgada progressiva e a aplicação da Selic como correção e juros em casos trabalhista *Consultor Jurídico* June 17, 2021

¹⁹ PROCESSO N°

TST-ArgInc-479-60.2011.5.04.0231

²⁰ Giselle Souza. 2015. Liminar que derrubou decisão do TST é comemorada por advogados *Consultor Jurídico* October 16, 2015

¹⁵ ADI5794/DF

¹⁶ Rodrigo Dias da Fonseca (Coordenador), *Reforma trabalhista comentada: Lei n° 13.467/2017: análise de todos os artigos*, Florianópolis: Empório do Direito, 2017. 163-164

を全ての労働訴訟に拡大した。連邦最高裁のディアス・トフォリ判事は、2015年10月14日、この労働高等裁判所による判決の効力の拡大は連邦最高裁の権限を侵すものであるとして、労働高等裁判所の判決の効力を一時停止する仮処分を出した²¹。2017年ブラジル労働法改正の基準金利による金額調整規定はこうした状況下で定められた。第879条7項の判決債権に対する基準金利による金額調整規定は2019年11月11日付暫定措置第905条によって全国特別拡大消費者物価指数による金額調整に修正され、その後2020年4月20日付暫定措置第955号によって修正が撤廃されて元の基準金利による金額調整規定に戻った。なお、労働裁判所の多くは改正法の基準金利による金額調整規定を違憲と判断して無視し、全国消費者特別拡大物価指数による金額調整を続けた²²。

2017年労働法改正の金額調整規定に対しては全国労働裁判官協会 (Associação Nacional dos Magistrados do Trabalho) が2件の違憲直接訴訟を提起し、業界団体が2件の合憲確認訴訟を提起した。このうち全国金融システム連合会 (Confederação Nacional do Sistema Financeiro) が提起した合憲確認訴訟において、ジルマール・メンデス判事は、2020年6月27日、金額調整について議論している労働裁判所で進行中のすべての手続の審理を停止する仮処分を出した²³。また、2020年12月18日、連邦最高裁は労働裁判所において金額調整に基準金利を適用することを違憲とし、立法府がこの問題を解決するまでの間、裁判前の段階では全国特別拡大消費者物価指数を採用し、訴状送達以降は一般的な民事裁判において金額調整指数として用いられているブラジル中央銀行政策金利 (Sistema Especial de

Liquidação e Custódia) を採用することとした²⁴。この判断に関して今後の労働裁判所の対応が注目される。

4 訴訟費用の敗訴者負担

2017年労働法改正によって敗訴者は手続費用、勝訴側の弁護士費用及び鑑定費用を負担しなければならなくなった (790条B本文及び第4項、791条A第4項、第844条2項)。この負担は当事者が法律扶助の受益者である場合にも生じ、敗訴当事者が他の訴訟に勝訴して受け取った金額を負担に充てなければならない。改正前は労働裁判所が労働者側に訴訟費用を負担させることはほとんどなかった²⁵。

この改正に対して共和国検事総長による違憲直接訴訟が提起された²⁶。連邦最高裁は2018年10月5日に判決手続を開始したものの、ルイス・フクス判事の請求によって判決手続は中断し、現在も判決は出ていない。

労働裁判所の判断は割れている。例えば法律扶助の受益者が敗訴した場合の相手方弁護士費用負担を定めた791条A第4項について、第4労働地域裁判所、第14労働地域裁判所、第19労働地域裁判所は違憲判決を出した²⁷。労働高等裁判所の裁判官は当事者が法律扶助の受益者である場合における訴訟費用の敗訴者負担については、敗訴当事者の社会生活状況に疑う余地のない実質的変化をもたらす金額の債権を敗訴当事者が他の訴訟で獲得したことを勝訴当事者が立証した場合にのみ執行が可能であるとし

²⁴ ADC58, ADC59, ADI5867, ADI6021

²⁵ 改正前のブラジル労働訴訟の実態についてニ宮正人「ブラジル労働訴訟の実態と労働法制」グローバル経営 2008年5月号参照

²⁶ ADI5.766

²⁷ 'Cesar Zucatti Pritsch, Fernanda Autunes Marques Junqueira e Ney Maranhão. 2019. Efeitos das primeiras decisões do TST sobre os honorários de sucumbência recíproca *Consultor Jurídico* July 22, 2019

²¹ RCL22012MC/RS

²² Rafael Fazzi. 2021. Empresas devem insistir em decisão do STF para garantir correção monetária favorável *Consultor Jurídico* May 29, 2021

²³ ADC58MC/DF

ている²⁸。

連邦最高裁がこの点についての判断を2021年中に行うことは予定されていない。

第4 2017年ブラジル労働法改正の影響

ブラジルの労働組合の組合員は景気悪化がはじまった2014年から減少傾向にはあったものの、2017年労働法改正の翌年の2018年には過去最大の150万人が減少した。組合員の数は2012年の1440万人から1056万人に減少し、労働組合の組織率は2012年の16.1パーセントから、2019年には11.2パーセントになった。組合拠出金収入に対しては、もっとはっきりと影響が出ている。ブラジルの労働組合の組合拠出金収入は2017年の22億4000万リアルから2018年には2億760万リアルへと9割以上減少した²⁹。壊滅的な打撃である。

基準金利をめぐる金額調整めぐっては、メンデス判事の仮処分命令によって、金額調整について議論しているすべての労働訴訟手続が半年間に渡って停止した。この点についての連邦最高裁が決めた暫定的な処理方法は、労働裁判所がこれまでに行ってきたものよりも会社側に有利な内容になった。

労働訴訟の数にも影響が出ている。11月に改正が行われた2017年の1月から10月までの間に新しく提起された訴訟は220万件だった。これに対し、2019年の同じ期間に提起された訴訟は150万件だった。新たに提起される訴訟の3分の1が消えた計算になる。訴訟が減少した原因は主に敗訴当事者の訴訟費用の負担を定めた改正にあると指摘されている³⁰。

²⁸ Nayara Ferreira Marques da Silva. 2020. TST entende serem indevidos honorários de sucumbência em caso de gratuidade *Consultor Jurídico* November 15, 2020

²⁹ Cleide Silva. 2019. Sindicatos perdem 90% da contribuição sindical no 1 ano após reforma *ESTADÃO* March 5 2019

³⁰ Tiago Angelo. 2020 Custas ao perdedor

基準金利による金額調整をめぐる混乱からは想像しにくいだが、全体としては労働裁判所の裁判官は改正労働法の規律に予想されたよりも良く従っていると評価されている³¹。連邦最高裁の判断は遅れているものの、下級審では順調に裁判例が積み重ねられていて、司法は2017年労働法改正を受け入れつつある。

第6 おわりに

筆者は2015年から2019年までブラジルに滞在した。2017年ブラジル労働法改正に関して、思い出深い出来事が2つある。ひとつは2015年に企業の法務部に勤める友人が来伯したときのことである。その友人の勤める会社がある外国企業を購入したところ、その外国企業の子会社にブラジルの会社があって、とんでもない数の労働訴訟を抱えていたため事情を聴きに来たということだった。筆者は友人にブラジルの会社はみな大量の労働訴訟を抱えていて、それはブラジルコストと呼ばれていると説明した。もうひとつは2019年にブラジルの日系企業の法務部に勤めていた知人から聞いた話である。その知人は会社が抱える労働訴訟の数を急速に減らした実績で社長賞をもらった。特に何かをしたわけではなく、労働法が変わっただけだ。

労働法改正による最大の影響は訴訟の減少である。司法は改正労働法を受け入れつつある。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって、その後も継続的にパッチワーク的な改正が繰り返され、最高裁が未だ判断していない憲法上の論点はいくつも残されている。

改正労働法が成立した2017年には右傾化する中南米という指摘がされ、2018年の選挙では極右候補と

derrubam novas ações trabalhistas em 32% *Consultor Jurídico* January 6, 2020

³¹ José Higídio e Emerson Voltare. 2020. Ações sobre a reforma trabalhista, 3 anos, repousam no Supremo *Consultor Jurídico* november 28, 2020

いわれたジャイル・ボルソナーロがブラジル大統領に選ばれた。しかし、ここ数年は中南米の左派への揺り戻しが目立つ。ブラジルにおいても、有罪判決を受けて前回の大統領選に出馬できなかったルーラ元大統領が、判決の取り消しによって立候補資格を回復し、来年の大統領選の最有力候補となってい

る。

ルーラ元大統領の支持基盤は労働組合であり、まだまだ落ち着いたとはいえない改正労働法の行く末は不透明である。

[参考資料]

【組合拠出金】

改正前ブラジル労働法 578 条

As contribuições devidas aos Sindicatos pelos que participem das categorias econômicas ou profissionais ou das profissões liberais representadas pelas referidas entidades serão, sob a denominação do "imposto sindical", pagas, recolhidas e aplicadas na forma estabelecida neste Capítulo.

経済的若しくは職業的部門又は自由職業を代表する組合に参加する者が当該団体に納めるべき拠出金は、「組合税」の名目で、本章に定める方法で納付、徴収及び賦課される。

2017 年改正によるブラジル労働法 578 条

As contribuições devidas aos sindicatos pelos participantes das categorias econômicas ou profissionais ou das profissões liberais representadas pelas referidas entidades serão, sob a denominação de contribuição sindical, pagas, recolhidas e aplicadas na forma estabelecida neste Capítulo, desde que prévia e expressamente autorizadas.

経済的若しくは職業的部門又は自由職業を代表する組合に参加する者が当該団体に納めるべき拠出金は、事前に明示の承諾がある限りにおいて、「組合拠出金」の名目で、本章に定める方法で納付、徴収及び賦課される。

2019 年暫定措置第 873 号によるブラジル労働法 578 条

As contribuições devidas aos sindicatos pelos participantes das categorias econômicas ou profissionais ou das profissões liberais representadas pelas referidas entidades serão recolhidas, pagas e aplicadas na forma estabelecida neste Capítulo, sob a denominação de contribuição sindical, desde que prévia, voluntária, individual e expressamente autorizado pelo empregado.

経済的若しくは職業的部門又は自由職業を代表する組合に参加する者が当該団体に納めるべき拠出金は、事前に従業員が自発的に個別かつ明示の承諾をした場合に限って、「組合拠出金」の名目で、本章に定める方法で納付、徴収及び賦課される。

【妊娠中又は授乳中の女性の労働】

改正前ブラジル労働法 394 条A

A empregada gestante ou lactante será afastada, enquanto durar a gestação e a lactação, de quaisquer atividades, operações ou locais insalubres, devendo exercer suas atividades em local salubre.

妊娠中又は授乳中の従業員は、妊娠中及び授乳中の間、非衛生な活動、業務又は場所を離れ、衛生的な場所で活動しなければならない。

Parágrafo único. (VETADO).

単項 (拒否)

2017年改正によるブラジル労働法 394 条A本文

Sem prejuízo de sua remuneração, nesta incluído o valor do adicional de insalubridade, a empregada deverá ser afastada de:

非衛生手当相当額を含む報酬の減額なく、以下の活動を離れなければならない。

I - atividades consideradas insalubres em grau máximo, enquanto durar a gestação;

一 妊娠中の場合に、高度に非衛生とみなされる活動。

II - atividades consideradas insalubres em grau médio ou mínimo, quando apresentar atestado de saúde, emitido por médico de confiança da mulher, que recomende o afastamento durante a gestação;

二 妊娠中に職務を離れることを薦める旨の本人が信頼する医師の発行した診断書を提出した場合に、中度又は低度に非衛生とみなされる活動。

III - atividades consideradas insalubres em qualquer grau, quando apresentar atestado de saúde, emitido por médico de confiança da mulher, que recomende o afastamento durante a lactação.

三 授乳中に職務を離れることを薦める旨の本人が信頼する医師の発行した診断書を提出した場合に、程度にかかわらず非衛生とみなされる活動。

2017年暫定措置 808 号によるブラジル労働法 394 条A本文

A empregada gestante será afastada, enquanto durar a gestação, de quaisquer atividades, operações ou locais insalubres e exercerá suas atividades em local salubre, excluído, nesse caso, o pagamento de adicional de insalubridade.

妊娠した従業員は、妊娠期間中、非衛生な活動、業務又は場所を離れ、衛生的な場所で活動を行なう。この場合において、非衛生手当は支払われない。

違憲判決によって修正されたブラジル労働法 394 条A本文

Sem prejuízo de sua remuneração, nesta incluído o valor do adicional de insalubridade, a empregada deverá ser afastada de:

非衛生手当相当額を含む報酬の減額なく、以下の活動を離れなければならない。

I - atividades consideradas insalubres em grau máximo, enquanto durar a gestação;

一 妊娠中の場合に、高度に非衛生とみなされる活動。

II - atividades consideradas insalubres em grau médio ou mínimo, durante a gestação;

二 妊娠中の場合に、中度又は低度に非衛生とみなされる活動。

III - atividades consideradas insalubres em qualquer grau, durante a lactação.

三 授乳中の場合に、程度にかかわらず非衛生とみなされる活動。

【基準金利による金額調整】

2017年改正によるブラジル労働法第879条7項

A atualização dos créditos decorrentes de condenação judicial será feita pela Taxa Referencial (TR), divulgada pelo Banco Central do Brasil, conforme a Lei no 8.177, de 1º de março de 1991.

裁判所の判決による債権の金額調整は1991年3月1日付法律第8177号に基づきブラジル中央銀行が公示する基準金利によって行なう。

2019年暫定措置第905号によるブラジル労働法第879条7項

A atualização dos créditos decorrentes de condenação judicial será feita pela variação do IPCA-E, ou por índice que venha substituí-lo, calculado pelo IBGE, que deverá ser aplicado de forma uniforme por todo o prazo decorrido entre a condenação e o cumprimento da sentença.

裁判所の判決による債権の金額調整はブラジル地理統計院の算出した全国特別拡大消費者物価指数又はこれに代る指数の変動によって行なわれ、判決の宣告から債務の履行までの間に経過した全ての期間を通じて一律に適用される。

2017年改正によるブラジル労働法第899条4項

上訴供託は裁判所の口座で行い、貯蓄預金と同一の指数で修正される。

【訴訟費用の敗訴者負担】

2017年改正によるブラジル労働法第790条B本文

A responsabilidade pelo pagamento dos honorários periciais é da parte sucumbente na pretensão objeto da perícia, ainda que beneficiária da justiça gratuita.

鑑定費用の支払責任は鑑定の目的となった請求の敗訴当事者が負う。当該当事者が法律扶助の受益者である場合も同様とする。

2017年改正によるブラジル労働法第790条B第4項

Somente no caso em que o beneficiário da justiça gratuita não tenha obtido em juízo créditos capazes de suportar a despesa referida no caput, ainda que em outro processo, a União responderá pelo encargo. 法律扶助の受益者が、本条本文の支払を行なうに足りる債権を、他の手続を含め、法廷で得ることができなかった場合に限り、連邦政府が負担を負う。

2017年改正によるブラジル労働法第791条A

Ao advogado, ainda que atue em causa própria, serão devidos honorários de sucumbência, fixados entre o mínimo de 5% (cinco por cento) e o máximo de 15% (quinze por cento) sobre o valor que resultar da liquidação da sentença, do proveito econômico obtido ou, não sendo possível mensurá-lo, sobre o valor atualizado da causa.

勝訴当事者の弁護士に対し、たとえ自ら訴訟追行した場合であっても、判決認容額、経済的利益又はこれを測定できない場合には訴額の調整金額の5%から15%の敗訴者負担報酬を支払わなければならない。

2017年改正によるブラジル労働法第791条A第4項

Vencido o beneficiário da justiça gratuita, desde que não tenha obtido em juízo, ainda que em outro processo, créditos capazes de suportar a despesa, as obrigações decorrentes de sua sucumbência ficarão sob condição suspensiva de exigibilidade e somente poderão ser executadas se, nos dois anos subsequentes ao trânsito em julgado da decisão que as certificou, o credor demonstrar que deixou de existir a situação de insuficiência de recursos que justificou a concessão de gratuidade, extinguindo-se, passado esse prazo, tais obrigações do beneficiário.

法律扶助の受益者が敗訴した場合には、支払を行なうに足りる債権を、他の手続を含め、法廷で取得していないことを条件として、敗訴によって生じた義務は執行停止の状態に置かれ、それらを認定した判決の確定から2年以内に債権者が法律扶助の付与の根拠となった資力の欠乏がもはや存在しないことを証明した場合のみ執行でき、この期間の経過によって、受益者の義務は消滅する。

ブラジル労働法第844条2項

Na hipótese de ausência do reclamante, este será condenado ao pagamento das custas calculadas na forma do art. 789 desta Consolidação, ainda que beneficiário da justiça gratuita, salvo se comprovar, no prazo de quinze dias, que a ausência ocorreu por motivo legalmente justificável.

原告が欠席した場合には、その欠席が正当な理由によって生じたことを15日以内に証明しない限り、法律扶助の受益者であっても、本法789条に基づいて算出される費用の支払を命じられる。